

第1号被保険者(65歳以上)の令和7年度介護保険料について

所得段階	対象者		年間保険料額	
第1段階	世帯非課税	本人非課税	①生活保護受給者、②老齢福祉年金受給者、③本人の前年の（課税年金収入額＋年金以外の合計所得金額）が、80.9万円以下の方 基準額 × 0.285	24,100円
第2段階			本人の前年の（課税年金収入額＋年金以外の合計所得金額）が、80.9万円を超え120万円以下の方 基準額 × 0.485	41,000円
第3段階			本人の前年の（課税年金収入額＋年金以外の合計所得金額）が、120万円を超える方 基準額 × 0.685	57,900円
第4段階	世帯課税	本人非課税	本人の前年の（課税年金収入額＋年金以外の合計所得金額）が、80.9万円以下の方 基準額 × 0.90	76,100円
第5段階			本人の前年の（課税年金収入額＋年金以外の合計所得金額）が、80.9万円を超える方 基準額	84,600円
第6段階		本人課税	本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方 基準額 × 1.20	101,500円
第7段階			本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 基準額 × 1.30	109,900円
第8段階			本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 基準額 × 1.50	126,900円
第9段階			本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 基準額 × 1.70	143,800円
第10段階			本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 基準額 × 1.90	160,700円
第11段階			本人の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方 基準額 × 2.10	177,600円
第12段階			本人の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方 基準額 × 2.30	194,500円
第13段階			本人の前年の合計所得金額が720万円以上の方 基準額 × 2.40	203,000円

課税年金収入額……………公的年金のうち老齢年金などの課税対象となる種類の年金収入額（遺族年金、障害年金などの非課税年金は含まれません。）

合計所得金額……………年金・給与等の全収入から各種控除（年金・給与控除等および譲渡所得の特別控除等を含む）を差し引いたものをを用います。

年金からの仮徴収について

年間保険料額が決定してから特別徴収（年金からの天引き）を開始すると、10月以降の年金から徴収する額が高くなってしまうため、前年度に引き続き特別徴収の方は、4・6・8月分の年金から天引きする金額は、前年度の2月と同じ金額を「仮徴収額」として徴収します。

※8月の仮徴収額については、金額が変更になる場合があります

●公的年金からの特別徴収額の計算方法

仮徴収額			本徴収額		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年度2月の徴収額と同じ額ずつ			(年間保険料－仮徴収額)の1／3ずつ		

滞納者に対する給付制限

介護サービスを利用する場合に滞納があると、未納期間に応じて給付制限の措置がとられ、滞納した保険料額よりも高額な負担になる場合があります。

また、2年以上経過すると「時効」により、後からは納められなくなりますのでご注意ください。

口座振替を推進しています

口座振替の手続きを行っておくと、納め忘れがなく安心です。特別徴収が始まると自動的に変更になりますので、二重で引き落としになることはありません。

【問合先】 長寿保健課介護保険グループ

☎ (0879) 26-1360

納入通知書の見方

769-2792
東かがわ市湊1847番地1

〇〇 〇〇 様

令和 〇 年 〇 月 〇 日

香川県東かがわ市長

介護保険料納入通知書

以下の通り決定しましたので通知します。

本年度分（4～3月分）の保険料の総額です

被保険者番号	0000000000	世帯番号	0000000000
被保険者氏名	〇〇 〇〇		
生年月日	昭和〇年〇月〇日	性別	〇

下記に記載のある方は口座振替による納付です。

金融機関	口座振替の場合は ここに表記があります
口座種別	
口座番号	
口座名義人	

決定(変更)理由	確定賦課
徴収方法	
特別徴収義務者	厚生労働省
特別徴収対象年金	老齢基礎年金

年間保険料額

●●●, ●●● 円

【保険料額】

月	特別徴収(円)	期別	普通徴収(円)
4月	●●●●		
5月			
6月	●●●●		
7月		第1期	●●●●
8月	●●●●		
9月		第2期	●●●●
10月	●●●●		
11月		第3期	●●●●
12月	●●●●		
1月		第4期	●●●●
2月	●●●●		
3月			
計	●●●●	計	●●●●
合計額			●●●●

特別徴収（年金天引）の場合は
ここに表記があります

普通徴収（納付書等）の場合は
ここに表記があります

【保険料算定の根拠】

合計所得金額	●, ●●●, ●●● 円
年金収入額	●, ●●●, ●●● 円
本人の課税状況	課税
世帯の課税状況	課税
老齢福祉年金	なし
その他の事由	

【所得段階】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

保険料の対象となる月は

- ・ 65歳の誕生日（1日生まれの場合は前月）
- ・ 転入された月
- ・ 死亡された日の翌日の前月
- ・ 転出日の前月

から

まで

保険料の所得段階を判定するための
根拠になります